

令和
4年度版

／ 中小企業の皆さまへ ／

雇用関係助成金のご案内



労働保険加入の中小企業事業主の皆様役に役立つ
各種助成金をご用意いたしております

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 労働者を新たに雇い入れる …………… 2 | 5. 労働者の雇用環境の整備を図る ……… 3・4 |
| 2. 労働者の雇用を維持する …………… 2 | 6. 職場環境等の改善に取り組む …………… 4 |
| 3. 再就職支援を行う …………… 2・3 | 7. 仕事と家庭の両立支援に取り組む ……… 4 |
| 4. 労働者の職業能力の向上を図る ……… 3 | |



新潟労働局



助 成 金 一 覧

1 労働者を新たに雇い入れる	①特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者コース
		生涯現役コース
		成長分野人材確保・育成コース
		その他コース
	②トライアル雇用助成金	一般トライアルコース
		障害者トライアルコース
		障害者短時間トライアルコース
		新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース
		新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース
		若年・女性建設労働者トライアルコース
	③地域雇用開発助成金	地域雇用開発コース
2 労働者の雇用を維持する	④雇用調整助成金	
	⑤産業雇用安定助成金	
3 再就職支援を行う	⑥労働移動支援助成金	再就職支援コース
		早期雇入れ支援コース
	⑦中途採用等支援助成金	中途採用拡大コース
		UIJターンコース
4 労働者の職業能力の向上を図る	⑧人材開発支援助成金	特定訓練コース
		一般訓練コース
		人への投資促進コース
		教育訓練休暇付与コース
		特別育成訓練コース
		建設労働者認定訓練コース
		建設労働者技能実習コース
		障害者職業能力開発コース
5 労働者の雇用環境の整備を図る	⑨人材確保等支援助成金	雇用管理制度助成コース ※新規の計画受付は停止
		介護福祉機器助成コース
		人事評価改善等助成コース ※新規の計画受付は停止
		雇用管理制度助成コース(建設分野)
		若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
		作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
		外国人労働者就労環境整備助成コース
		テレワークコース
	⑩高年齢労働者処遇改善促進助成金	
	⑪キャリアアップ助成金	正社員化コース
		障害者正社員化コース
		賃金規定等改定コース
		賃金規定等共通化コース
		賞与・退職金制度導入コース
		選択的適用拡大導入時処遇改善コース ※令和4年9月30日までの時限措置
		短時間労働者労働時間延長コース
6 職場環境等の改善に取り組む	⑫業務改善助成金	
	⑬働き方改革推進支援助成金	労働時間短縮・年休促進支援コース
		勤務間インターバル導入コース
		労働時間適正管理推進コース
	⑭受動喫煙防止対策助成金	
7 仕事と家庭の両立支援に取り組む	⑮両立支援等助成金	出生時両立支援コース
		介護離職防止支援コース
		育児休業等支援コース
		不妊治療両立支援コース
		新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援コース

(※) ◆は生産性要件を付与する助成金です。
生産性要件を満たす場合の助成額は◇で記載しています。

1. 労働者を新たに雇い入れる

No.	助 成 金 名	概 要	助 成 内 容	お問合せ先
①	特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者コース 高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成	【高年齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 1人あたり60万円(短時間労働者(※)は40万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 1人あたり120万円(短時間労働者(※)は80万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 1人あたり240万円(短時間労働者(※)は80万円) (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満者の者(以下同じ)	
	生涯現役コース	65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成	1人あたり70万円(短時間労働者は50万円)	
	成長分野人材確保・育成コース	特定求職者雇用開発助成金の対象労働者を「成長分野等の業務」(※)に従事する者として雇い入れた事業主に対して助成 (※)デジタル・DX化関係業務及びグリーン・カーニュートラ化関係業務	1人あたり90万円～360万円(短時間労働者は60～120万円) (※)支給対象期ごとの支給額は、支給対象期に対象労働者に対して支払った賃金額を上限とする	
	その他コース	被災者雇用開発コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、就職氷河期世代雇用安定実現コース、生活保護受給者等雇用開発コース		
②	トライアル雇用助成金	一般トライアルコース 職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 月額最大5万円(最長3か月間)	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
		障害者トライアルコース 就職が困難な障害者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成	【精神障害者の場合】 助成期間:最長6か月 助成額:雇入れから3か月間 → 1人あたり月額最大8万円 雇入れから4か月以降 → 1人あたり月額最大4万円 【上記以外の場合】 助成期間:最長3か月 助成額:1人あたり月額最大4万円	
		障害者短時間トライアルコース 直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけた20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円(最長12か月間)	
		新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース 紹介日において就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を、ハローワーク等の紹介により、1週間の所定労働時間が30時間以上で一定期間試行雇用する事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) 以下のいずれにも該当する場合は1人あたり月額最大5万円(最長3か月間) ・令和2年1月24日以降、雇用調整助成金等を受給していない ・令和2年1月24日以降、従業員を解雇等していない	
		新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース 紹介日において就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を、ハローワーク等の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満で一定期間試行雇用する事業主に対して助成	1人あたり月額最大2.5万円(最長3か月間) 以下のいずれにも該当する場合は1人あたり月額最大3.12万円(最長3か月間) ・令和2年1月24日以降、雇用調整助成金等を受給していない ・令和2年1月24日以降、従業員を解雇等していない	
		若年・女性建設労働者トライアルコース 若年者(35歳未満)又は女性を建設技能労働者等としてトライアル雇用助成金(一般トライアルコース、障害者トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースまたは新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)の支給を受けた中小建設事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) ※新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合 1人あたり月額最大2.5万円(最長3か月)	
③	開発助成金 地域雇用開発コース◆	同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った場合に助成	事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて 48～760万円<60～960万円>を支給(最大3年間(3回)支給) 創業の場合、1回目の支給において100～1,600万円を支給し、2回目以降は48～760万円<60～960万円>を支給 中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ	職業安定部 職業対策課 —TEL— 025-288-3508

2. 労働者の雇用を維持する

No.	助 成 金 名	概 要	助 成 内 容	お問合せ先
④	雇用調整助成金 ※新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置、上乗せ措置は除く。	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2/3 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
⑤	産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、雇用の維持を図るため、出向によって、その雇用する労働者を送り出す事業主、又は、当該労働者を受け入れる事業主に対して助成	【出向運営経費】 出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金及び諸経費の一部を助成4/5(※1)(1人1日あたり出向元・先の計12,000円を上限) ※(1)出向元事業主が解雇等を行っていない等、雇用の維持に取り組んでいる場合には、9/10。独立性が認められない事業主間の出向の場合には、2/3。 【出向初期経費】 出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向に要する初期経費として1人あたり10万円(※2) ※(2)出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ一定の要件を満たす場合には、15万円。独立性が認められない事業主間の出向の場合には、助成対象外。	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181

3. 再就職支援を行う

No.	助 成 金 名	概 要	助 成 内 容	お問合せ先
⑥	再就職支援コース	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主(再就職が実現した場合に限る)に対して助成	【再就職支援】 委託費用の1/2(支給対象者45歳以上は2/3) 特例区分(※)に該当する場合、委託費用の2/3(支給対象者45歳以上は4/5) (1人あたり上限60万円) ※職業紹介事業者と間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合 訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(上限30万円) グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 【休暇付与支援】 日額 8,000円(上限180日分) 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人あたり10万円を加算 【職業訓練実施支援】 教育訓練施設等に訓練を直接委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(上限30万円)	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	労働移動支援助成金 早期雇入れ支援コース◆	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等を離職日の翌日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成	【早期雇入れ支援】(1年度1事業所あたり500人上限) 通常助成 1人あたり30万円 優遇助成(※1) 1人あたり40万円(注) 優遇助成(賃金上昇区分)(※2) 1人あたり60万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に20万円) (注)優遇助成について、新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小等を行った事業所から離職した45歳以上の者を、離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合は40万円加算。 【人材育成支援】(※3) 通常助成 OJT 訓練実施助成 800円/時 Off-JT 賃金助成 900円/時 +訓練経費助成(上限30万円) 優遇助成(※1) OJT 訓練実施助成 900円/時 Off-JT 賃金助成 1,000円/時 +訓練経費助成(上限40万円) 優遇助成(賃金上昇区分)(※2) OJT 訓練実施助成 1,000円/時 Off-JT 賃金助成 1,100円/時 +訓練経費助成(上限50万円) (※1)成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合 (※2)優遇助成の要件を満たす事業所の事業主が、対象者の採用1年後に賃金アップした場合 (※3)早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練を実施した場合に上乗せとして支給	
⑦	中途採用等支援助成金 中途採用拡大コース◆	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の拡大、②45歳以上の方を初めて採用または③中途採用に係る情報公開を行い、中途採用者数の拡大)させた事業主に対して助成	【中途採用拡大助成】 ①の場合 50万円(※1)または70万円(※2) 計画期間前の中途採用率が0%の場合、上記額に10万円を上乗せ ②の場合 60万円または70万円(※3) ③の場合 30万円(※4) (※1)中途採用率を20ポイント以上向上させた場合 (※2)中途採用率を40ポイント以上向上させた場合 (※3)60歳以上の対象者を初採用した場合は70万円を支給 (※4)中途採用者の01年後の定着率に対して20万円を上乗せ 【生産性向上助成(※5)】 ①の場合 <25万円> ②の場合 <30万円> ③の場合 <15万円> (※5)中途採用拡大に取り組む際に提出した中途採用計画の開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181

No.	助 成 金 名	概 要	助 成 内 容	お問合せ先
⑦	UIJターンコース	東京圏からの移住者(※)を雇い入れた事業主に対してその採用活動に要した経費の一部を助成 ※地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る	助成対象経費に1/2を乗じた額(上限100万円)	職業安定部 職業対策課 —TEL— 025-288-3508

4. 労働者の職業能力の向上を図る

No.	助 成 金 名	概 要	助 成 内 容	お問合せ先
⑧	特定訓練コース◆	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練を行った事業主等に対して助成	【賃金助成】1時間あたり 760円<960円> 【訓練経費助成】実費相当額の45%<60%> 【OJT実施(定額)助成】1人1訓練あたり 20万円<25万円> 【生産性向上助成(※)】該当の場合の合計支給額等は< >のとおりに (※)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみに)に支給	職業安定部 職業対策課 —TEL— 025-278-7181
	一般訓練コース◆	職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練を行った事業主等に対して助成	【賃金助成】1時間あたり380円<480円> 【訓練経費助成】実費相当額の30%<45%> 【生産性向上助成(※)】該当の場合の合計支給額等は< >のとおりに (※)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみに)に支給	
	人への投資促進コース◆	デジタル人材、高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う訓練、定額制訓練等を実施した事業主に対して助成	①高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練 【経費助成】75% 【賃金助成】1時間あたり960円 ②情報技術分野認定実習併用職業訓練 【経費助成】60%<75%> 【賃金助成】760円<960円> 【OJT実施助成】20万円<25万円> ③長期教育訓練休暇等制度 【経費助成】20万円<24万円> 【賃金助成】1日あたり6,000円<7,200円> ④自発的職業能力開発訓練 【経費助成】30%<45%> ⑤定額制訓練 【経費助成】45%<60%> 【生産性向上助成(※)】該当の場合の合計支給額等は< >のとおりに (※)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみに)に支給 ※上限設定あり	
	教育訓練休暇付与コース◆	①有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合、②有給または無給の長期(30日以上)の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合、もしくは③教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者が勤務時間を短縮して訓練を受けた場合に助成	①の場合【定額助成】30万円 ②の場合【経費(定額)助成】20万円 【賃金助成】1人1日あたり6,000円 ③の場合【定額助成】20万円 【生産性向上助成】 ①の場合【定額助成】<6万円> ②の場合(※1)【経費(定額)助成】<4万円> 【賃金助成】<1人1日あたり1,200円> (※1)休暇取得開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみに)に支給 ③の場合(※2)【定額助成】<4万円> (※2)短時間勤務開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみに)に支給	
	特別育成訓練コース◆	有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	【賃金助成】1時間あたり 760円<960円> 【訓練経費助成】正社員化した場合 70%<100%> 非正規雇用を維持した場合 60%<75%> 【OJT実施(定額)助成】1人1訓練あたり10万円<13万円> 【生産性向上助成(※)】該当の場合の合計支給額等は< >のとおりに (※)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみに)に支給	
	建設労働者認定訓練コース◆	①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体、②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成	①の場合【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 ②の場合【賃金助成】1人あたり日額3,800円<4,800円> 【生産性向上助成(※)】該当の場合の合計支給額は< >のとおりに (※)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみに)に支給	
	建設労働者技能実習コース◆	雇用する建設労働者に有給で技能の向上のための実習を受講させた建設事業主に対して助成	【経費助成】 (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4 (21人以上の中小建設事業主) 35歳未満 支給対象費用の7/10 35歳以上 支給対象費用の9/20 【賃金助成】(最長20日間) (20人以下の中小建設事業主) 1人あたり日額8,550円(9,405円(※1)) (21人以上の中小建設事業主) 1人あたり日額7,600円(8,360円(※1)) (※1)建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合 【賃金助成、生産性向上助成(※2)】 (20人以下の中小建設事業主) 1人あたり日額<2,000円> (21人以上の中小建設事業主) 1人あたり日額<1,750円> (※2)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみに)に支給	
	障害者職業能力開発コース	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成	【施設設置費】 支給対象費用の3/4 【運営費】 支給対象費用の3/4 (重度障害者等は4/5)	

5. 労働者の雇用環境の整備を図る

No.	助 成 金 名	概 要	助 成 内 容	お問合せ先
⑨	雇用管理制度助成コース◆	雇用管理制度(諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成 ※令和4年4月1日以降、新規の計画受付は停止しています。	【目標達成助成】 57万円<72万円>	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	介護福祉機器助成コース◆	介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【目標達成助成】 支給対象費用の20%<35%>(上限150万円)	
	人事評価改善等助成コース◆	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率の低下を図る場合に助成 ※令和4年4月1日以降、新規の計画受付は停止しています。	【目標達成助成(※)】 <80万円> (※)評価時離職率算定期間終了後に、申請し、生産性要件を満たす(伸び率が6%以上の場合のみ)とともに、賃金アップと離職率低下を実現した場合に支給	
	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース◆	若年者および女性の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主に対して助成	支給対象経費の3/5<3/4> ※雇用管理研修等を受講させた場合、1人あたり日額8,550円<10,550円>+加算(最長6日間)	
	作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)◆	自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主に対して助成	支給対象経費の3/5<3/4>	
	外国人労働者就労環境整備助成コース◆	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 支給対象経費の1/2<2/3> (上限57万円<72万円>)	

No.	助 成 金 名		概 要	助 成 内 容	お問合せ先
⑨	支人 接材 助確 成保 金等	テレワークコース◆	良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の簡単から効果をあげる中小企業事業主に対して助成	【機器等導入助成】 支給対象経費の30% 【目標達成助成】 支給対象経費の20%＜35%＞ ※100万円又は20万円×対象労働者数のいずれか低い方の金額が上限額	雇用環境・均等室 —TEL— 025-288-3528
⑩		高齢労働者処遇改善促進助成金	60歳から64歳までの高齢労働者に適用される賃金規定等を増額改定した事業主に対して助成	事業所に雇用される労働者に係る、賃金規定等改定前後を比較した高齢雇用継続基本給付金の減少額に以下の助成率を乗じた額を支給 ※助成率は、増額改定した賃金規定等を適用した年度の助成率が適用【令和3年度又は令和4年度】4/5 【令和5年度又は令和6年度】2/3	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
⑪	キャリア アップ 助成金	正社員化コース◆	・有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した事業主に対して助成	1人あたり28.5万円～57万円＜36～72万円＞ ※【派遣労働者の正規雇用や母子家庭の母等の場合による加算あり】 ※【人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合】 1人あたり4.75万円～9.5万円＜6万円～12万円＞加算 ※【勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合】 1事業所あたり9.5万円＜12万円＞加算	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
		障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成	1人あたり45万円～120万円 ※【当該額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給	
		賃金規定等改定コース◆	・有期雇用労働者等の賃金規定等を増額改定(※)し、昇給させた事業主に対して助成 (※)賃金規定等を2%以上増額改定	【1～5人】1人あたり3.2万円＜4万円＞ 【6人以上】1人あたり2.85万円＜3.6万円＞ ※3%以上5%未満増額改定を行った場合 1人あたり1.425万円＜1.8万円＞加算 ※5%以上増額改定を行った場合 1人あたり2.375万円＜3万円＞加算 ※職務評価を活用して増額改定を行った場合 1事業所あたり19万円＜24万円＞加算	
		賃金規定等共通化コース◆	・有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所あたり57万円＜72万円＞	
		賞与・退職金制度導入コース◆	・有期雇用労働者等に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した事業主に対して助成	1事業所当たり38万円＜48万円＞ ＊同時に導入した場合に、16万円＜19.2万円＞加算	
		選択的適用拡大導入時処遇改善コース◆	・労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、社会保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした事業主に対して助成 ※令和4年9月30日までの時限措置	【労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、社会保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、かつ新たに被保険者とした場合】 1事業所あたり19万円＜24万円＞ 賃金引上げ割合に応じて、 1人あたり1.9万円～13.2万円＜2.4万円～16.6万円＞加算 ※有期雇用労働者等の生産性の向上を図るための取組(研修制度や評価の仕組みの導入)を行った場合、10万円加算	
		短時間労働者労働時間延長コース◆	・短時間労働者の週所定労働時間を延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに社会保険を適用させた事業主に対して助成	【週所定労働時間を3時間以上延長し、かつ新たに社会保険に適用した場合】 1人当たり22.5万円＜28.4万円＞ 【労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長し、かつ新たに社会保険に適用した場合】 1人あたり5.5万円～11万円＜7万円～10.5万円＞	

6. 職場環境等の改善に取り組む

No.	助 成 金 名		概 要	助 成 内 容	お問合せ先
⑫		業務改善助成金◆	事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)の引き上げに取り組む事業主に対して、取組の実施に要した経費の一部を支給	(1) 助成率 3/4 又は 4/5 <9/10又は4/5> (2) 上限額 30～600万円 【対象事業場は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、及び事業場規模100人以下の事業場に限る。】	雇用環境・均等室 —TEL— 025-288-3528
⑬	推進 働き 支人 助成 金	労働時間短縮・年休促進支援コース	時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む事業主に対して、取組の実施に要した経費の一部を支給	(1) 助成率 3/4 又は 4/5 (2) 上限額 25～250万円 (3) 加算額 併せて賃金上げを行う場合、15～240万円加算	または 新潟働き方改革 推進支援センター —TEL— 0120-009-229
		勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバルの導入に取り組む事業主に対して、取組の実施に要した経費の一部を支給	(1) 助成率 3/4 又は 4/5 (2) 上限額 40～100万円 (3) 加算額 併せて賃金上げを行う場合、15～240万円加算	
		労働時間適正管理推進コース	労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む事業主に対して、取組の実施に要した経費の一部を支給	(1) 助成率 3/4 又は 4/5 (2) 上限額 100万円 (3) 加算額 併せて賃金上げを行う場合、15～240万円加算	
⑭		受動喫煙防止対策助成金	労働者の健康を確保する観点から、事業場における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じた事業主に対して助成	(1) 助成率 既存特定飲食提供施設に対し、2/3 (措置する事業場の主たる業種が飲食店以外の場合 は、1/2) (2) 上限額 100万円	労働基準部 健康安全課 —TEL— 025-288-3505

7. 仕事と家庭の両立支援に取り組む

No.	助 成 金 名		概 要	助 成 内 容	お問合せ先
⑮	両立 支援 等 助成 金	出生時両立支援コース◆ (子育て/いば支援助成金)	【第1種】男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得させた中小事業主に対して助成 【第2種】第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合に助成	【第1種】 育児休業取得時:20万円 (1事業主1回限り) 代替要員加算:20万円(3人以上45万円) 【第2種】 1年以内達成:60万円(75万円) 2年以内達成:40万円(65万円) 3年以内達成:20万円(35万円)	雇用環境・均等室 —TEL— 025-288-3527
		介護離職防止支援コース◆	「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成	①介護休業の取得・復帰 【休業取得時】28.5万円＜36万円＞ 【職場復帰時】28.5万円＜36万円＞ ②介護両立支援制度 28.5万円＜36万円＞ ③新型コロナウイルス感染症対応特例 1人あたり5日以上10日未満 20万円 10日以上 35万円	
		育児休業等支援コース◆	①育児取得時・職場復帰時 「育児復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業(3か月以上)の取得・復帰に取り組んだ場合に助成 ②業務代替支援 3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取り扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣を含む)または代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合に助成 ③職場復帰後支援 法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させた場合に助成	①育児取得時・職場復帰時 ・育児取得時 28.5万円＜36万円＞ ・職場復帰時 28.5万円＜36万円＞ ②業務代替支援 ・新規雇用(派遣を含む)※47.5万円(60万円) ・手当支給等※10万円(12万円) ※有期労働者加算9.5万円(12万円) ③職場復帰後支援 ・28.5万円(36万円) A:看護休暇制度:1,000円(1,200円)×時間 B:保育サービス費用:実支出額の2/3補助	
		不妊治療両立支援コース◆	不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組む、企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知し、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得または利用させた中小企業事業主に対して助成	①環境整備、休暇の取得等 28.5万円(36万円) ②長期休暇加算 28.5万円(36万円)	
		新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊婦中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を駆け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内周知し、当該休暇を20日以上労働者に取得させた事業主に対して助成	対象者1人あたり28.5万円(5人まで) 対象期間等令和3年4月1日～令和5年3月31日(注:新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示適用期間)	雇用環境・均等室 —TEL— 025-288-3511

支給申請期間

助成金の支給申請期間は、原則申請が可能となった日から2か月（上記6は1か月）以内とします。

中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

ただし、以下の助成金については範囲が異なります。

＜人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）＞

	資本の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業（※）	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

（※）自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

生産性要件について

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増等を行います。

（1）助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、

- ・ その3年度前（※1）に比べて6%以上伸びていること または、
- ・ その3年度前（※1）に比べて1%以上（6%未満）伸びていること（※2）

※1 3年度前の初日に雇用保険適用事業主であることが必要です。また、会計期間の変更などにより、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間を除いて3年度前に遡って算定を行います。

※2 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」得ていること（一部の助成金を除く）

- 「事業性評価」とは、労働局が助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て（市場での成長性、競争優位性等）を与信取引のある金融機関に照会し、その回答を参考に割増支給の判断を行うものです。

（2）「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値（営業利益＋人件費＋減価償却費＋動産・不動産賃貸料＋租税公課）}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

- ここでいう「人件費」は、従業員給与や退職金等であり、役員報酬等は含めません。
- 「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

※ 生産性要件（一部成長性要件）を付与する助成金には◆を記載しています。また、生産性要件を満たす場合の助成額は＜ ＞で記載しています。

■ 新潟労働局の所在地

職業対策課：新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎3階
助成金センター：新潟県新潟市中央区新光町16-4 桂原新潟ビル1階

雇用環境・均等室：新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎4階
健康安全課：新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎3階

■ このリーフレットの内容は、中小企業事業主の皆様にご利用いただける助成金を掲載しておりますが、助成金の種類によっては、大企業の事業主様でもご利用になれる助成金もありますので、詳しくは各問合せ先にご照会願います。

■ 参考情報

新潟労働局では、中小企業事業主の皆さまの「働き方改革」へのお取組を支え、そのお悩みやご相談にお応えするため、委託事業として「新潟働き方改革推進支援センター」を開設しておりますので、ぜひお気軽にご相談ください。



事業主、労務経理担当者の方へ 働き方改革 進んでいますか!?

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、
あなたの会社の『働き方改革』を支援します。

働き方改革推進のメリット!

離職率改善

生産性向上

人材確保

選べる相談方法!

個別相談

出張相談

企業訪問

まずはお気軽に
お問い合わせください!
専門家が**無料**で
相談に応じます!

新潟働き方改革推進支援センター

☎ 0120-009-229

受付時間
平日9:00～17:00

新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4F 3-B

